

# 県道大津植木線バイパスとまちづくり



●問い合わせ先 政策課 政策班（合志庁舎）  
☎248-1028

今回から「まちづくりシリーズ」として、市が行なうまちづくりに関する事業の背景や取り組み状況をお伝えします。今回は県道大津植木線バイパスの整備について紹介しましょう。

県道大津植木線バイパスの整備は、平成18年に旧合志町・旧西合志町が合併したときの都市建設計画に盛り込まれた、新しい合志市のまちづくりの柱の一つです。

特に道路の整備は、まちづくりの基本になるインフラ整備となります。車両が通行するためだけでなく、地域の生活や命をつなぐ道路、また、防災道路としての機能や交通安全の確保など、さまざまな目的を持っています。



辻久保交差点渋滞状況  
(栄温泉団地方面から辻久保交差点を望む)

## 県道大津植木線バイパスはどこを通る道なの？

県道大津植木線（県道30号）は、東は菊陽町から入り、合志中学校前、国道387号と交差する辻久保、西合志中央小学校前を通り旧植木町へと抜ける、本市を東西に走る道路です。

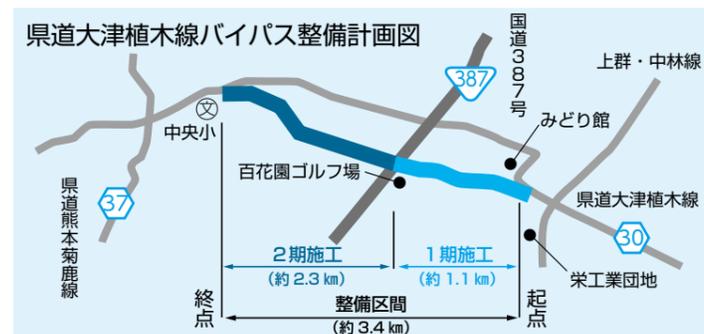
この県道大津植木線は、改良工事などが行なわれて通行しやすい道路になっていますが、国道387号と交差する辻久保交差点は右折レーンもなく、頻りに渋滞を招いている状態です。また、本市から旧植木町を通り、玉名市、荒尾市へつながるため、大型車両の通行も非常に多くなっています。

## 事業全体にかかる経費が掛かるの？

整備計画が始まった平成21年当時の事業費で、約20億円の経費が掛かる見通しとなっています。

## 事業はどこまで進んでいるの？

国道387号から旧合志町側となる東側1.1kmの区間を先行して着手しています。用地取得率も7割となり、用地買収が終了したところから一部工事も始まっています。



## バイパスの今後の計画は？

県道大津植木線バイパスは全長3.4kmの整備が必要ですが、まずは国道387号の東側の道路を集中的に整備し、その後、西側を整備します。用地の取得や整備予算などの問題がありますが、できるだけ早く整備できるよう、市と大津植木線バイパス建設促進期成会から整備主体である熊本県へ今後も要望していきます。

# 8月から介護サービスの負担割合などが変わります



●問い合わせ先 高齢者支援課 高齢者保険班（西合志庁舎）  
☎242-1109

## ①介護サービス利用時の負担割合

8月から、65歳以上（第1号被保険者）で一定以上の所得がある人は、介護保険サービスを利用するときの自己負担割合が2割になります。

**2割負担になる人**  
本人の合計所得金額が160万円以上の人が対象です。（単身で年金収入のみの場合、年収280万円以上）

ただし、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円、65歳以上の人が2人以上いる世帯で346万円未満の人は1割負担です。

※第2号被保険者はこれまでどおり1割負担です。

## 自分の負担割合を知るには

要介護・要支援認定を受けている人を対象に、毎年7月に負担割合を記した負担割合証を交付します。

この負担割合証を介護保険被保険者証（介護保険証）と一緒に保管し、介護サービスを利用するときは必ず2枚一緒にサービス事業者や施設にご提示ください。

※新規に要介護・要支援認定を受けた人は、新しい介護保険証と一緒に負担割合証を交付します。

## 介護保険負担割合証

介護保険負担割合証		交付年月日 年 月 日	
番号			
住所			
フリガナ			
氏名			
生年月日	年 月 日	性別	
利用者負担の割合	適用期間		
割	開始年月日 平成 年 月 日	終了年月日 平成 年 月 日	
割	開始年月日 平成 年 月 日	終了年月日 平成 年 月 日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印			

1割または2割が記載されます

## ②高額介護サービス費の支給基準

●**高額介護サービス費**  
同じ月に利用した介護保険サービス利用者負担額（1割または2割）の合計が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。

●**8月からの変更点**  
8月以降の介護保険サービス利用分から、一定所得以上の（現役並み所得者に相当する人がいる世帯の人）は、介護サービス費の利用者負担限度額が37,200円から44,400円に引き上げられます。（下表）

●**算定基準**  
同一世帯内に65歳以上で平成26年中の課税所得145万円以上の人がいる場合、限度額が引き上げられます。

ただし、単身世帯で収入が383万円未満、65歳以上の人が2人以上の世帯で収入の合計が520万円未満の人は、申請により限度額は37,200円に引き下げられます。

## 介護サービス費の負担限度額（月額）

区分	平成27年7月まで	平成27年8月以降
現役並み所得者に相当する人がいる世帯の人	37,200円（世帯）	44,400円（世帯）
世帯内の誰かが市区町村民税を課税されている人	37,200円（世帯）	37,200円（世帯）
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない人	24,600円（世帯）	24,600円（世帯）
・ 高齢福祉年金を受給している人	24,600円（世帯）	24,600円（世帯）
・ 前年の合計所得金額と公的年金などの収入額の合計が年間80万円以下の人	15,000円（個人）	15,000円（個人）
生活保護を受給している人	15,000円（個人）	15,000円（個人）

●**申請方法**  
高額介護サービス費の支給対象者には申請書を送付します。早めに申請してください。